

第15回大空町農業委員会総会議事録

平成30年8月28日第15回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ 2番 江口 美世司 3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸 5番 澤井 忠雄 6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之 8番 小久保 謙 10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二 12番 伊藤 博幸 13番 井上 良幸
16番 齊藤 貞利 18番 岩原 秀嗣 19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠 21番 石田 敦 23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也 25番 長谷川 伸一 26番 永倉 誠二
27番 山神 正信

(2) 欠席者

9番 長尾 照幸 14番 田中 悟 15番 田中 秀雄
17番 赤石 昌志 22番 福田 重幸

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透 主査 渡邊 豪 主事 久保 亮輔

第15回大空町農業委員会総会議事録

午後1時25分

井上局長	<p>それでは、皆さんお揃いのようなので若干まだ時間が早いです が、ただいまから大空町農業委員会第15回総会を始めたいと思いま す。</p> <p>それでは、会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗 読いたします。前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上 げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長より御挨拶申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>今日は午前中から農地パトロールということで、大変早い時間より 出席をいただきまして農地パトロールをやって参りました。</p> <p>今回の農地パトロールでは、昨年の3条4条5条についての案件に ついて再確認をしたところでございます。</p> <p>農地パトロールでの確認、把握する中で、耕作放棄地だとか無断転 用農地その他の項目がございますけれども、私が見た中ではないよう な気がしております。大変ご苦労様でございました。</p> <p>日曜日の26日でございますけれども、ふるさとまつりのロール転 がしにつきまして、私ちょっと急用ができてまして出席できなかったの ですけれども、親睦会長を中心に農業委員会でチームを作って出てい ただきました。選手の皆さんに厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>また、応援に駆けつけていただきました委員の皆さんにも大変あり がとうございます。一日朝から天気が良くて過ごしやすい中ロール転 がし、また懇親会ができたのではないかなと思っております。</p> <p>今年の収穫も麦が終わったわけなんですけれども、秋蒔きは順調に 刈れたのかなと思っております。</p> <p>その後の春小がちょっと天気が続かなくてちょっと発芽をしたよう に聞いております。</p> <p>麦の内容につきましては皆さん御存じのとおり、俵数も例年よりは なく歩留まりも少し悪いのかなと、完全にまだ数字が出ていないわけ ですけれども、芋の収穫からいろいろな収穫が始まると思いますけれ ども、皆さんにおかれましては、安全に注意されまして作業を進めて いただきたいなと思っております。</p> <p>この後の第15回の総会の議案も、皆さんにお願いして、簡単です が御挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。</p>

井上局長	<p>この際、活動状況報告を行います。 事務局長。</p> <p>7月27日開催の第14回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は22名であります。 長尾委員、田中悟委員、田中秀雄委員、赤石委員、福田委員の5名から欠席の旨の連絡がありました。「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第8号までの合計17件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、1番石原委員、2番江口委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>貸主が構成員となった法人の新規設立の案件です。図面については、1ページから2ページまで掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確</p>

	<p>認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について」次のとおり、農地法第4条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第2号1番説明朗読】</p> <p>この件については、農家住宅建設のため農地転用の申請が出ております。</p> <p>第4地区農業委員さんにより8月10日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p>

	<p>また、農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面につきましては、3ページから7ページまでに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、8月10日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第2号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定に基づき、農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、住宅建設の農地転用の申請が出ております。売買による所有権移転を予定しています。</p> <p>第4地区農業委員さんにより、8月21日に現地確認をしており、</p>

	<p>転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面につきましては、8ページから11ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、8月21日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、賃貸借から売買への移行の案件です。そのた</p>

	<p>め、図面は省略しております。</p> <p>8月21日に第4地区農業委員により、あっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、20.5ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により8月21日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>譲渡人規模縮小に伴う新規案件です。図面は12ページに掲載しております。</p> <p>7月25日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p>

山神会長	<p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、16.6 ha、労働力は2人です。 以上です。</p> <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第4地区農業委員により7月25日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第5号1番説明朗読】</p>

	<p>この件につきましては、申出者の規模縮小によるものです 申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより7月25日にあっせん会を行っております。</p> <p>130番3から129番1については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、29.9ha、労働力は3人です。あっせんによる売買価格は、130番3が10a当たり32万円、149番1が18万円、129番1が33万円、総額564万4千円です。</p> <p>295番1については、〇〇氏が公社からの買受予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、11.6ha、労働力は1人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり35万5千円、総額601万1千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>よる農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 譲受人が同一でありますので、所有権移転関係1番から4番について、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第6号所有権移転関係1番から4番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、先月の総会において買入協議の議決を頂いた案件です。 説明はその時にさせていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより、所有権移転関係1番から4番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号所有権移転関係1番から4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
<p>山神会長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に5番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第6号所有権移転関係5番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、先月の総会において買入協議の議決を頂いた案件です。</p> <p>説明はその時にさせていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第6号利用権設定関係1番及び議案第7号利用権設定関係1番から3番までは、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第6号利用権設定関係1番及び議案第7号利用権設定関係1番から3番説明朗読】</p> <p>この件については、貸主の離農に伴うものです。</p> <p>議案第6号(2)1番において、農地中間管理機構である貸主に賃貸借した後、議案第7号(1)1番から3番において、農地中間管理機構からそれぞれの貸主に転貸するものです。</p> <p>7月11日に第4地区農業委員によりあっせん会が開催されています。</p> <p>議案第7号(1)1番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず22.6ha、労働力は4人です。</p> <p>2番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず16.</p>

山神会長	<p>6 ha、労働力は4人です。</p> <p>3番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず22.1 ha、労働力は4人です。なお、図面は15ページに掲載されております。</p> <p>以上の状況により、農業委員会の意見を議案掲載のとおりとしておりますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。第4地区農業委員により7月25日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主は意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。そのため、農業委員会の意見については、議案掲載のとおりで問題が無いと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号利用権設定関係1番及び議案第7号利用権設定関係1番から3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号利用権設定関係1番及び議案第7号利用権設定関係1番から3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第8号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第8号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき下記の通り申請書の提出があったので、その適否につ</p>

	<p>いて審議を求める。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第8号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、6月6日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては16ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6月6日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第8号2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、6月6日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては17ページから1</p>

	<p>8 ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6月6日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第8号の2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成30年8月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p>

	<p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いしま す。</p>
--	--

(午後 2 時 2 分)

会 長

署名委員

署名委員
